

令和5年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第4日）						
招集年月日	令和5年12月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和5年12月15日	9時30分	議長	江口孝二	
	閉会	令和5年12月15日	11時39分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大鋸美里	出	7番	竹下泰信	出
	2番	森田政則	出	8番	田川浩	出
	3番	峰正雄	出	9番	所賀廣	出
	4番	江口孝二	出	10番	川下武則	出
	5番	山口一生	出	11番	坂口久信	出
	6番	待永るい子	出			
会議録署名議員	8番	田川浩	9番	所賀廣	10番	川下武則
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 下川慎二			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	今田徹		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	羽鶴修一		
	総務課長	津岡徳康	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	萩原昭彦	学校教育課長	與猶正弘		
	町民福祉課長	森川陽子	社会教育課長	安本智樹		
	健康増進課長	中溝忠則	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年12月15日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第2 | 議案第72号 | 太良町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第73号 | 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第74号 | 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第75号 | 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第76号 | 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第77号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第78号 | 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第79号 | 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第80号 | 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第81号 | 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第82号 | 太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第83号 | 太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第84号 | 太良町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第15 | 議案第85号 | 辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 日程第16 | 議案第86号 | 佐賀縣市町総合事務組合理約の変更について |
| 日程第17 | 議案第87号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第88号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第89号 | 令和5年度太良町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第20 | 議案第90号 | 令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第21 | 議案第91号 | 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に |

- ついて
- 日程第22 議案第92号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）に
ついて
- 日程第23 議案第93号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）につい
て
- 日程第24 議案第94号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第95号 令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案上程
町長提案 議案第96号～議案第97号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第96号 教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第3 議案第97号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第7号）について
- 追加日程第4 発議第3号 太良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定に
ついて

午前9時30分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 諮問第4号

○議長（江口孝二君）

日程第1. 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、本諮問は異議がないものと答申をすることに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

日程第2 議案第72号

○議長（江口孝二君）

日程第2. 議案第72号 太良町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

それでは、議案第72号について、これの提案理由の中に地方公営企業法の一部を適用するに当たりこの案を出すということになっています。

次のページの9ページになりますけれども、条例案の別紙がありまして条例案を示してあります。この第4条の中に、予算に定めなければならない資産の取得とか処分については、予定価格が700万円で、土地については1件500平方メートル以上ということになってますけれども、これについてこれ以下の場合はどうするのか、この700万円と1件500平方メートル以上のものに限るということになってますけれども、この理由をお尋ねしたいというふうに思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

4条のほうに定められている予定価格700万円の工事、また5,000平米の土地につきましては、地方公営企業法施行令の中で別表2に、不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡、信託の場合を除き、土地については面積が、都道府県にあっては1件2,000平方メートル以上、指定都市にあっては1件1万平方メートル以上、市町村にあっては1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限るということで定められています。それに基づき、5,000平米ということで条例にはうたっております。また、さっき言われました予定価格につきましては、市町は700万円ということで定められていますので、それに基づき条例に制定しております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

そういうことで、法の第33条の第2項の規定ということだと思いますけれども、この金額が多過ぎるし、土地についても面積が多いなという気がしてますので、法で何で定められたのかというのを聞きたいなと思ってましたけれども、法で定められたとおりにするということかなと思ってます。

それと、同じく第5条ですけれども、従事する職員の賠償責任の免除については議会の同意を得なければならないということになってます。その場合は、賠償金額が10万円以上ということになってるんです、議会に求めるのがですね。10万円未満の場合は、議会に求めないでその担当部署でやるということになると思いますけれども、10万円以下の場合も議会の承認を得たほうがいいんじゃないかなというふうに思いますし、その第6条の中には会計責任者がこの4つの事務についてはするということになってますので、この会計責任者は誰ということになっているのか、以上2点をお尋ねしたいというふうに思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

会計責任者につきましては、会計管理者ということで考えております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

会計管理者については、財政課長でいいんですかね。違うとや。会計管理者ですね、第6条でいう会計管理者。

○環境水道課長（川崎和久君）

会計課長となります。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

その10万円以上と未満の件はどうですかね。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

10万円以上については、議会の議決を求めるものとしております。10万円以下につきましては、町長並びに会計管理者の協議によって決めるものと考えております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

これ関係なかかも分かりませんが、今、漁排の竹崎地区の責任者は誰になっとつとかな。それ個人的情報やけん言われんとかな、どっちかな。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

責任者につきましては、今資料を持ち合わせておりませんのでお答えできません。すいません。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第72号 太良町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第73号

○議長（江口孝二君）

日程第3. 議案第73号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第73号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第74号

○議長（江口孝二君）

日程第4. 議案第74号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第74号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第75号

○議長（江口孝二君）

日程第5. 議案第75号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第75号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の
制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第76号

○議長（江口孝二君）

日程第6. 議案第76号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題
といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第76号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第77号

○議長（江口孝二君）

日程第7. 議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第78号

○議長（江口孝二君）

日程第8. 議案第78号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第78号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第79号

○議長（江口孝二君）

日程第9. 議案第79号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第79号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第80号

○議長（江口孝二君）

日程第10. 議案第80号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第80号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第81号

○議長（江口孝二君）

日程第11. 議案第81号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第81号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第82号

○議長（江口孝二君）

日程第12. 議案第82号 太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第82号 太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第83号

○議長（江口孝二君）

日程第13. 議案第83号 太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第83号 太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第84号

○議長（江口孝二君）

日程第14. 議案第84号 太良町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたしま
す。

質疑の方ありませんか。

○5番（山口一生君）

この過疎地域持続的発展計画に、今回この保育園の事業を追加されるということなんです

けれども、まず追加することによる町に対するメリットは何でしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

お尋ねのメリットの件につきましては、この計画にのせることで、まず補助金のかさ上げがございます。2点目につきましては、過疎対策事業債の活用ができるという利点がございます。

以上です。

○5番（山口一生君）

その補助金のかさ上げというのは、具体的に何%ぐらいかというのを教えてください。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現行は2分の1が、この過疎計画で乗ることにより10分の5.5にかさ上げとなります。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

過疎計画にこういうふうに追加をするに当たって、いろんな事業が今後出てきた際に、いつでも町のタイミングでこういった計画に追加ができるのかというのが1点と、過疎債を使った場合、町の負担というのはどのように軽減されたりメリットがあるのか、過疎債の性格についてももう一度教えてください。その2点です。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

過疎債につきましては、地方行政における起債でございますので、その当初なり変更後の計画に乗ってない部分につきましては執行部のほうで十分協議して、乗せられる分はそのタイミングを計りながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

後段で質問された過疎債のメリットについて、お答えしたいと思います。

過疎債については、元利償還金の7割を後年度に交付税措置されるということで、実質町負担が3割で済むということで、そういった財政メリットがございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

この事業は7割で大変ありがたい事業ですけれども、全体的に私の考えでは、上のほうだけ、過疎地域だけが対象になるのかなと思ったら、下のほうでも取り上げられることができるのかどうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

過疎地域の指定については、全町が指定されておりますので、山間地のみならず、平野部もこの起債を活用した事業ができます。議員がおっしゃられるのは、辺地の分であって、辺地に該当したところはその地区のみということで、事業実施が可能になるということでございます。

以上でございます。（「どうも」と呼ぶ者あり）

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第84号 太良町過疎地域持続的発展計画の変更について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第85号

○議長（江口孝二君）

日程第15. 議案第85号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

辺地に係る総合整備計画の策定についてということで、44ページのほうにありますけれども、提案理由の中に町道蕪田・中尾線の道路の整備事業と蕪田地区の簡易水道施設の整備事業ということで、令和6年から5年間にわたって事業費が2億1,600万円ほどになっております。これについては、地元住民の声も十分反映されておられるのかなというふうに思いますけれども、地元住民への説明等は行われておるのか、また道路の整備あたりもされるようになってますけれども、土地の買収あたりも進んでいるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回の辺地対策のほうで、私のほうは町道の蕪田・中尾線のほうの辺地の計画を行っております。

蕪田・中尾線については、地元からの要望書が平成24年、平成28年、また今回、令和4年と3回ほど要望書も出て、地元からの熱い要望があって今回、計画を行っております。また、用地につきましては、基本的には改良とかの要望書を提出される場合は、まず地元で用地については相談ができるように、まず交渉してくださいということをお願いしております、実際うちが工事が入るときにはまた詳細でこの辺まで潰れますよとかというお話はしますけど、用地については基本的に事前に承諾を得ているものと思っております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

そしたら、地元の要望あるいは意見については十分配慮されているということによろしいんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

議員お見込みのとおりで、地元からの要望もありまして、要望に沿うたようにうちも工事とかは行っていきたいと思っております。また、実際、着工前のうちの測量のときはまた地元の方に立ち会ってもらって、そのときまた区長さんから小さな細々した要望とかも聞いて、なるべく工事に反映できるものは反映していきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

今の辺地の部分について質問したいと思いますが、この文書を見てもみますと、蕪田地区簡易水道施設整備事業、令和6年度から10年度までの5か年計画を予定しているということですが、今現在の給水管のルート、青焼きあたりがあるのかどうか、喰場はまだ今進捗中ですが、田畑を通ってみたりでかなり難航した部分があると思いますが、この蕪田地区についてはその辺の既存の施設、設備あたりは把握できているのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

蕪田地区の現在の配管のルートということでの質問だと思いますけど、簡易水道の蕪田地区につきましては、現在、環境水道課のほうで既設の管路の網図はございます。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

この配水池、水源地については、今既存の建物及び設備を利用されると思いますが、具体的に今の水源地、ここの設備が主体となって中尾のほうにも整備計画を進めていくということによろしいですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

今回、辺地計画で事業計画をしている点につきましては、蕪田地区内の配水管の布設替え工事になります。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

今の質問に対して関連ですけれども、この蕪田地区辺りは施設がまず何%ぐらいもう進んでいるのか、それとかここは10年ぐらいの感覚というようなことですが、まずその何%ぐらい、懸案でしたので。そして、その蕪田地区辺りはその施設の図面あたりを今後10年以内にはぴしゃっとするのかどうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

現在、蕪田地区の配水管の布設替えの工事の進捗率ということでお答えいたします。

令和4年度の実績で申し上げますと、現在、進捗率が事業量ベースで19.8%の事業進捗が行われております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

そんなら、これはここに10年というようなことが書いてありますけど、最終的にはそこをめどにするというようなことたいね、ちょっと言えば。それじゃ、ちょっと遅か感じもすつとぼってんさ。もう大分早うから言っているわけですから、なるべく早く進むもんなら早く済ませていただければと思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

この5年間において、蕪田地区内の本管、配水管の布設替えが完了すると考えておりますので、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

今回、この辺地対策事業債というのを活用されるということで、まずこの辺地に認定されるに当たって必要な要件が何かということと、この辺地対策事業債というのはどういった性格の債なのかというのを2点教えてください。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

まず、辺地とはということですが、辺地の要件としては交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島、その他へんぴな地域を辺地ということで捉えております。住民の数についても定められております。地区内の住民の数が50人以上ということが要件でございます。その辺地として

指定されるためには、駅またはバス停までの距離とか、あと小学校や中学校、高校までの距離、あと医療機関までの距離、そういったものをそれぞれ勘案して点数をつけて、その点数が100点以上になった場合が辺地に指定されるということでございます。

辺地債の内容でございますけど、事業費に対する充当率が100%で、そのうちの80%を後年度に交付税措置されるというものでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

辺地でその点数が100点以上になれば辺地と、太良町がこの100点以上に当たるような場所というのがたくさんありそうな気がするんですけども、それというのはもう全てどこか辺地かというのは特定はされているのでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

今現在、町内には5か所の辺地がございます。まず、中山地区、それと喰場地区、それと今回の蕪田・柳谷地区、それと中尾・大野地区、最後に御手水・風配地区、以上の5地区でございます。

○5番（山口一生君）

その認定をされているというか調べがついてるところは想像しても、ちょっと条件が厳しいところなんだなと思います。この辺地対策事業債の使い道というのは、例えばこういった道路の工事とか水道工事、土木の工事に限定されているのか、こういった使い道がこの債には許されてるのか、そこを最後に教えてください。

○財政課長（西村芳幸君）

辺地債の用途ということでございますけど、今回は道路の改良と水道施設の改良ということで計画を計上しておりますけど、例えばほかにも電気通信に関する施設とか、あと公民館その他の集会所等の施設の改修等、それとか産業振興施設として観光レクリエーションに関する施設の整備、そういったものにもこの辺地債を使うことができます。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第85号 辺地に係る総合整備計画の策定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第86号

○議長（江口孝二君）

日程第16. 議案第86号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第86号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第87号

○議長（江口孝二君）

日程第17. 議案第87号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（待永るい子君）

これ、指定管理に対して応募をされた、申込みに来られたのは何者ぐらいあったのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

応募件数につきましては1者でございました。

以上です。

○6番（待永るい子君）

この業者の方、今度初めてじゃないと思います。今まで見てこられて、管理能力といいですか、環境面、お掃除とか、そういう美化の面とか、あとたくさんの方が利用される公共のところですので、そういう利用される方に対する対応とか、そういうことに関してはいかがでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

年2回、うちの行政のほうでも抜き打ち的に各施設を回ってその状況を把握しております。今回の状況につきましては、良好な状況でございました。また、アンケート調査をそのキャンプ場の利用の方を対象に取っておるんですけども、トイレとか施設の環境整備につきましては比較的いい感触のあるアンケート結果が出ているところもございますので、今のところ十分な対応というか、できてるに値する状況であると考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

そういうことを考慮されながら今回も契約に至ったのだらうとは思いますが、私が心配するのは来年いよいよ国スポがあります。たくさんのお客様がいらっしゃいます。今までじゃなくて、それ以上の対応をしてもらって、太良町に対するイメージというのをいいイメージで、よかったなという、また来たいなという、そういう気持ちでお帰りいただきたいなと思って。それに対しては、行政と同じ立場、同じ責任を持って業務に励んでいただきたいなと思いますので、その辺のところをより以上に責任を持って監督をしていただきたいなと思うのと、ずっと1者だけしか応募がないというのが続いたら、あまりどうかなという、そのサービスとかそういうので。一番困るのは、うちしかしてやるところがなかろうもんという、そういう気持ちになられるのが一番よくないのかなという気持ちもいたしております。そういうことがないように、杞憂やったね、よかったねという、そういう結果で終われるように、今まで以上の監督をお願いしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

全体的な話ですけども、指定管理に出している以上、受けた人は、行政がやる以上のサービスを持って対応してもらおうというのがまずは必須の条件でございます。ですから、そういったことがなかったり、例えば苦情等が町にも出てくればすぐその人に指導する。ほんで、今言われたように、とにかく国スポに限らず、いろいろな時期によって、例えばトイレとか何かも使われることもありますので、そういったところからうちのほうでも年2回、先ほど聞いておりますと抜き打ち検査をしているというようなことでございますので、そういったときにもきれいにしていたという状況です。ですから、今後指導を各指定管理に出しているところの施設については各担当課がしっかり指導して、町民からそういった苦情が来ないような対応をさせていきたいと、このように思っております。

以上です。

○2番（森田政則君）

この管理する場所の数ですけども、ざっと見て十二、三か所ありますけど、仮にこれをずっとを分割して少数の方ができるというような考えはないでしょうか。

○議長（江口孝二君）

森田議員、これは次のところでやりますので。

○7番（竹下泰信君）

この中山キャンプ場の中にオートキャンプ場みたいなやつが新設されたというふうに思っていますけれども、その管理については中山キャンプ場の一部ということで上げてないのか、それともそういう指定管理はしないでいいということになってるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

新しく追加いたしましたオートキャンプ場につきましても、中山キャンプ場の管理内に入っております。そういったところも含めての指定管理の業務となっております。

以上です。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第87号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第88号

○議長（江口孝二君）

日程第18. 議案第88号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（森田政則君）

先ほどは失礼しました。

同じ質問ですけれども、ざっと見た感じ十二、三か所ありますけれども、これを部分部分区切って、もししたら少数の方でもできるんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

部分部分にこうしたらどうかということですが、一括して発注することで人員も抑えられて、部分的に発注すればおのおのに契約も出てきますし、人も別々になると事務

的にも効率化がなされないので、一括して発注しているというところです。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第88号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第89号

○議長（江口孝二君）

日程第19. 議案第89号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（田川 浩君）

補正予算書の15ページ、一般管理費の行政文書管理見直し業務委託料7,170万円の減額が出ておりますけど、提案理由の説明の折、ファイリングシステムの導入を見送りと職員独自での文書整理等行ったため減額すると。まずは、この行政文書の効率化を目指してファイリングシステムの導入を見送った、この理由についてお聞かせいただけないでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

このファイリングシステムの導入に当たりましては、プロポーザル方式で導入を決定する方向で実施をしておったところでございます。そのプロポーザルの中で、業者のほうに説明を求めたわけでございますけれども、金額の積算根拠がどうしてもよく分からない、特に分からなかったのがファイリングの導入の技術使用料の部分が19万円掛ける112、つまり全職員に19万円が請求される。それとは別に、今度はそのファイリングを習得した技術がそのままほっておくと荒れていってしまうので、それを管理するための技術、それを16万円掛ける全職員にということ、1人当たり35万円の技術指導料を見込んでありました。つまり、112掛けるの35万円ということ、この積算根拠はどうなってるんですかということプロポーザルで審査員たちが聞いたわけですが、はっきりとした答えが出てこなかったんです。そういったことから、これは費用と積算についてはこのままでは説明責任が負えない

なということで、それが一番最初の考えをどうしようかということで決めたと、こういうふうに考えたところでございます。

後だって、そこら辺のところを総務課といたしましても積算内容をもう少しはっきりしてくれということで求めましたけれども、これといった詳細の説明をしていただけなかったということ、それと内容については、その効果があるからこの金額なんだということで、積み上げの積算の根拠を示していただけなかったということもありましたので、これはどうも説明責任を負えない。多額の予算を計上するに当たって、当初予算で議会の皆さんに承認をしていただいた予算でありましたけれども、もちろんこれは執行することを前提に予算要求したわけですが、これは執行しようとしたら説明責任を負えないなど。逆に、ここで立ち止まったほうが、決算委員会のときにこれどういう金額でこんな金額になったんだというときの説明をしたときに、どっちが説明できるんだということを担当課としては考えた上で見送ったというような状況でございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

改めてプロポーザル方式で提案をしてもらったと、その業者さんからですね。それに、そのときその予算の事業費の積算根拠がなかなか町としては納得できるものでなかったということだと思いますけれど、それでそのファイリングシステムは見送りをされました。

その後、職員独自で文書整理等を行ったという文言がありましたけれど、確かにこの何か月前、非常に庁舎全体がきれいになっております。見通しがよくて、庁舎自体も何かもう内装を変えたような、本当に激変をしております、見通しがよくなって。これはどういった手段で整理をされたのか、これについて聞かせてもらえますでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この執務環境の整理につきましては、町長の公約でございましたので、これは必ず実行しなければならないということで、総務課が音頭を取って執務環境の整理を行ったわけでございます。見た感じはとても片づいたんですけど、文書整理という点ではまだまだ道半ばでございます。今のところは外見的に片づいているだけということとっていいと思います。

これから先、どうやって片づけるかということですが、まず片づけの中で指導したのは簿冊による管理をやめましょうとしました。つまり、チューブファイルとか黒表紙とかでたくさん書類をつづっていたんですが、それをファイル、今ペットボトルを再利用したような透明のファイル入れがありますけれども、あれの中に入れて整理してみましようということで、簿冊管理をやめるように指導をいたしました。それだけでも大分体積が減少しました。それと、庁舎内の執務室内にずっと前から大事に取ってある書類があるんですけども、思ったら2年も3年も見てないねというものもあるわけですね。なので、そういうのは捨

てるには忍びないけど、どうしようかということがありましたので、町内のある遊休施設のところに集めまして、そこで課ごとに集積をして保管をしておるところでございます。

そういった形で整理をして片づいたということ、それとあとは庁舎内にポスター、いろんな啓発ポスターとか周知のポスターが貼ってあったと思います。ガラスにもべたべた貼ってあったと思いますが、そういうのも全部撤去いたしました。そして、電子的に大きなパネルとか、何て言いましたっけ、度忘れしました。（「デジタルサイネージです」と呼ぶ者あり）デジタルサイネージを使ってそれを掲示をすることで、庁舎内の執務環境の整理を実行したところでございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

まず、その整理の仕方としては簿冊の管理をやめて、新たな透明ファイルとかを使って整理をして、またあまり使わないものは町の遊休施設に移したということで、物理的には非常に整理がついたということだと思えるんですけど、これからどのぐらいの期間をかけて実質的な書類の整理をされていくつもりなのか、それはどうでしょうかね、これから。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

まさにそのところがつぼでございまして、前のこの7,000万円の予算はアナログからアナログに整理をするということで、ちょうど今時代の過渡期にかかっておりますので、これをどうしていくのかというところですけども、現段階では総務課のほうで指導をして、条例の中で各課の業務の一覧が作ってあるんですね、課設置条例というのが。業務の分掌もあるんですけど。それを一応ファイリングの目次に見立てて、その中でファイリングをしていくということを指導をいたしております。同時に、役場の中のパソコンの中には全職員が共同で使えるハードディスクのスペースがあります。そのところにも全て条例上のインデックスをつけて、そこに既存のファイルを格納するように指導をいたしているところでございます。

まだまだ徹底はできていませんけれども、そういった形なるべく紙を減らして行って電子化をしていくということを進めているところです。恐らく、これから先はもっと進んで行って、今やることがひよっとしたら全然時代遅れで、もっとうまくやれるようなファイリングシステムが登場するかもしれませんが、今のところはそういった形で何とか時代についていこうとしているところでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

先ほどの田川議員の質問と関係あるかもしれませんが、15ページの中の中ほどに、行政文書のペーパーレス化の委託料ということで480万円ほど上がっております。町長の提

案理由の説明によりますと、既存のタブレット端末を活用して行政文書のペーパーレス化を推進するための経費ということになってますけれども、この具体的な中身についてお尋ねしたいというふうに思いますけれども。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この行政文書ペーパーレス化委託料の480万円ですけれども、具体的な中身といたしましては、役場で全職員が使っておりますグループウェアのバージョンアップ費用、それとタブレット端末の関係機材の合計額でございます。それをしたことでどうなるのかということでございますけれども、まず勤怠管理を今、紙上でやっております。出勤とか、あと時間外とか、休暇申請とか、そういったものをグループウェア上で実現をして紙を減らそうというふうなもろみでございます。あと、県とかいろんなところからメールで来た文書がありますけれども、それを一旦プリンターで印刷をして、そしてそれを決裁に回しているということで、そういったのももうプリントアウトせずに決裁できないかというような試みもしなくちゃいけないということで、そのプラットフォームをつくるということもこの中に入っております。

あとは、業務についてもワークフローというのを導入して、この仕事はここに持っていくためにはどうやってやっていく、仕事をどういう段取りでやっていくのかということもワークフローというのをつくって、うまく仕事管理ができればなというようなことまで想定をして、グループウェアのプラットフォームのバージョンアップをしようというところの費用でございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

そしたら、そういうソフトを購入というか委託料ということになってますけれども、そういうソフトを購入するということになるんですかね。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今既にあるソフトウェアをさらに高度化するための委託料というふうに御理解いただきたいと思います。デスクネッツというグループウェアのバージョンアップの費用、それとタブレット用アクセサリーのウイルスソフトとか、そういったのも含んだ形での委託料ということでございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

33ページの町道補修事業なんですけど、一応300万円の予算を組んでありますけど、場所的にどこを補修する予定なのか、それをお尋ねしたいと思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

町道維持補修の300万円の増ですけど、一応今、今後、発注予定としておりますのが町内の町道の区画線、これが消えかけてるところがございますので、それを1件と舗装工事を2件、あと町内の維持工事と言いまして、路肩とかそういうところがちょこちょこ壊れているものを何か所かまとめて1件にして出す予定で、それをある程度試算しますと予算が不足するというので、今回300万円分の予算を増額しております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

それで、実は御手水から多良のほうに向かって路肩ところの休憩所があるんですけど、休憩所のところの穴がほげた状態でずっと2年も3年も放置してあるんですけど、その補修はしないんですか、する予定はないんでしょうか。それをお尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今議員さんのおっしゃられているのは、広域農道沿いの御手水のほうから行っていたら右手のほうですよ。あそこについては、もうずっと前、あれを造られて何年ぐらいしてからかな、ずっとあそこ陥没しとります。調査を以前の担当がされているんですけど、もともとあそこ盛土なんですけど、その盛土の中に材木とか木とかの、結構そういうものが埋めてあって、それがずっと腐食して空洞ができて沈んできていたんですよ。最初は、その当時の担当はただ下がっているからずっと土砂とか入れて補修とかをしていたんですけど、どんどん下がると。中を見たらそういう感じで、木材とかの腐食とかでもう空洞ができておりますので、まだあそこ全体を掘るわけにはいきませんので、今その沈下の様子待ちで、ある程度落ち着いたら碎石とかを入れて、もうこれ以上下がらないと分かったら、碎石とかを入れて元に戻したいと思っております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

なるべく早めに、どうせせにやいかんとやけんが、そしたら1回掘り返してやっていただくのと、ちょうどそっから御手水に下るところ、今田課長はよく御存じだと思うんですけど、両方から竹がながせのときには来て、しょっちゅうその竹をうちの人間、ボランティアでさせてるんですけど、あまりにもひどいけんが、できれば伐採も含めて、思い切った伐採をしないと、竹の高さが6メートルも7メートルもあるような竹がしょっちゅう倒れてきてるといいますか。そこら辺も含めて、伐採ももうちょっとしていただいたらいかがかと思うんですけど、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

先ほどの路線は、町道の里・板ノ坂線ですかね、広域農道から里のほうに下りるところだと思っております。あの路線は、もともとが御手水地区の方が自分たちの集落のところから広域農道を下りて里の上の辺りぐらいまで、部落のほうで定期的にしてもらっていたんですけど、高齢化と人口減少とかでなかなかできないということで、以前、町のほうに要望書が出まして、御手水区はその広域農道から上はするけど、下については町のほうでお願いできないかという要望がありました。それで、うちのほうも今、年1回は町道の主要木伐採のほうに工事の中に入れて行っておりますけど、年1回ですので、言われるように竹とか結構伸びますので、あとはその伸び具合によって、その時期時期に業者さんにはお願いはしておるところでございます。なるべく通行に支障のないようにしたいと思っておりますけど、なかなか金もかかりますので、何遍でもできませんけど、なるべく通行に支障のないようにはしたいと思っております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

最後になりますんで、ぜひそうしてもらいたいし、町長もたまにはあそこを通るから見てくれていると思うんですけど、とにかく男竹が6メートルも7メートルもあるやつが来てるんで、のり面を2メートルか2メートル50ぐらい伐採してもどうしても倒れてくるといいますか、下を切ったときほどながせのときに、雨が降ったときに倒れてきてます。そこら辺も含めて、思い切って予算をいっぱいつけていただいて、あそこから500メートルぐらいところが、竹山といいますが、御手水の入り口から上のほうに、多良のほうにかなりいつも倒れてくるといいますか、そこら辺ひとつよろしくお願ひしたいんですけど、どうでしょうか、町長。

○町長（永淵孝幸君）

今担当課長が説明しましたように、緊急性、危ないとか、そういったところを含めて優先的にやっているようです。そして、一集落からあまり延長が長ければ、全部ができないという部分もあると思います。

ただ、竹が2メートルといえば、そりゃ言われるように竹そのものは10メートルってなるわけですね。それが倒れてくるから、そこら辺までであれば、かなりの下から多分20メートルぐらいのり面を払うていかんとできんという状況になろうかと思ひます。ですから、そこには地権者との問題もありますので、必要最小限で交通に支障がないような対応はぜひやっていくような計画をしていきたいと、このように思ひます。

○5番（山口一生君）

先ほどの町道の上の町道法面伐採及び路肩清掃委託料の200万円、これは追加で200万円されてる対象の地区とか、どういった作業になるのか、それを教えてください。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回、のり面伐採と路肩清掃の分で200万円増額しておりますけど、これにつきましては毎年、各地区から支障木の伐採についての要望が出ております。以前は愛路日とかでもらったんですけど、木が大きくなったりとかして、もう各地区でできないので町でできないかということで要望書が出ております。それで、当初予算で1,100万円上げておりましたけど、この単価の上昇とか、実際現場を見たら、私たちが思っている以上に木を切つてやらんとあまり効果がないなということで、ただ今まで使った金が少し割高になっておりますので、昨年まで出た要望箇所の6路線が今年度中に終わらないということで、その分をまずは今年度補正して仕上げていきたいと。今現在、まだ本年度も出ておりますけど、昨年度要望書の出たところが済んでないということで、その分のある程度概算を出しまして、今現在残りの予算と今回の補正を合わせて340万円ぐらいになると思うんですけど、その分でこの支障木伐採をしたいということで今回計上しております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

あちこち木が生えてきて、正直あまりもう間に合っていないのかなというところもあって、大変苦しいのかなというのは感じています。実際にこういった伐採とかの入札をした場合に、今のところ何者ぐらい入札をしていただいているのか、それについて教えてください。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この支障木伐採については入札を行っておりますけど、業者数は、すいません。はっきりないんですけど、うちの土木のB級ぐらいから下の業者を入れて、あと専門業者とかも含めて多分10者か11者かだったと思います。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

今のところは入札も成立をしているかと思うんですけども、単価がかなり切り詰めてあって、安いとそういった入札に参加しにくいとかということもあるかと思っておりますので、適正な価格でなるべく皆さんこの伐採に前のめりに参加してくれるような、そういった予算立てを今後お願いしたいと思いますけども、いかがですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

予算立てにつきましては、各地区からの要望とかに基づいて必要な分を上げておまして、それを実際発注する設計ですかね、積算ですかね、そういうことに関しましてもある程度業者さんから見積りを取ったりして行っておりまして、今のところ入札した結果、不落になる

ことはありませんので、今の積算でも十分いけるのかなと思っておりますけど、今後そういうふうなことがありましたら、うちもまた積算の見直しとかは必要なるかなとは思っております。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

33ページの港湾管理の費用で400万円とありますけども、これはどちらのほうをされてるんでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

港湾管理費の負担金の400万円の増ですけど、場所は大浦の広江港でございます。

以上です。

○2番（森田政則君）

こちら太良町のほうでも栄町や油津、糸岐のほうを毎年、ほぼ台風の影響とかで掘ってもらっているんですが、その後がどこにも処理するところがなくて山積みになっておりますけど、どうかならないものかなと思ひまして。

○農林水産課長（今田 徹君）

しゅんせつの残土処分については、町当局といたしましても処分地に困ってるところもありますので、今後検討をしていきたいと思っております。

○2番（森田政則君）

特に、糸岐側のほうは上のほうに山積みになっているんですが、今年も大雨とか台風でまた崩れてしまって、海中道路を塞ぐような形になっておりましたので、私が夏前に一輪車とスコップでやったんですが、骨病みしてどがんもされんごとなったもんで。そして、そのままにしたら不法埋立てみたいな感じに取られてもいけないので、どうぞそこら辺をよろしくをお願いします。

○議長（江口孝二君）

答弁されますか。明確な答弁。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

明確な答弁はできないんですけど、検討していきたいと思っております。

○町長（永淵孝幸君）

その辺については、県の担当範囲と町の担当範囲がございます。ですから、そこに含めて県とも協議しながら、そしてできるだけうちのほうも、丘に上げてどっか処分場所が近くにあればいいんですけども、なかなかないというなことで、今近くにためてると、積み上げてるといった状況でございますので、そこら辺は二次的にまた崩れて塞ぐと、同じことの繰

り返しになってもいけませんので、そこら辺は現地等を精査した上で、担当課でも予算措置ができる場合は予算措置をさせていきたいと、このように思います。

○3番（峰 正雄君）

21ページでありますけど、社会福祉総務費の中に7,300万円、今回ありますけど、住民非課税世帯及び家計急変世帯とありますけど、家計急変世帯というのはどういうものなのか。また、今回7月に3万円出して今回が7万円給付するということでありまして、倍になっておりますけど、それはどういうきっかけでこうなったのかですね。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

家計急変世帯ということですのでけれども、令和5年1月から12月まで予期せず収入が減少した世帯で、令和5年度の住民税が課税されている世帯全員のそれぞれの収入見込額が非課税世帯と同水準となった世帯でございます。例を申し上げますと、単身世帯で収入額ベースで言いますと93万円以下になられた世帯ということになります。2人世帯では収入額ベースで137万8,000円以下ということでございます。

それと、この給付の経緯についてでございますけれども、これは国のほうで決定されまして、11月のたしか2日、原油価格と物価高騰等に伴う低所得者の負担軽減を図るため、電力、ガス、食料品等の価格高騰に係る費用の支援をするということで、今回、夏の3万円に続きまして7万円を追加支給するものでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

1,050世帯を見込んでいるということでございますけど、内訳というか内容はどうなっておりますか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

令和5年度、7月から9月にかけて3万円を支給したところですのでけれども、そのときに予算で1,100件を見込んでおりました。しかしながら、実績では985件を支給しております。今回、その前例がありましたので、1,000と50件を見込んでおります。その内訳については、1,000と48件を低所得者、2件を家計急変世帯ということで見込んでおるものでございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

補正予算書の16ページ、企画財政管理費の移住定住促進事業補助金500万円、これにつきまして500万円の補正が出てますけど、これは町内への移住や定住促進をはかるために経済的支援を行うという説明を受けましたけれど、これは内容が全く分からないので、どういったものに出されるのか、どういった見込みがあるのか、これをまず教えていただけないでし

ようか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

内容につきましては、利用者の改修、賃貸の分と売買のほうもございます。あと、仲介業者の手数料も含まれております。

今回の補正の内容につきましては、当初予算では600万円を計上しておりましたけども、10月末現在で交付決定件数が15件、交付決定額が531万3,000円という実績となっており、今後の申請予定の所要見込額が567万1,000円ということで、件数につきましては17件を見込んでおりますけれども、これを含めた今年度所要額としまして1,098万4,000円が必要と見込まれましたので、今回500万円の補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○8番（田川 浩君）

ということは、これは空き家バンクの住宅の改修に使えるということによろしいんですかね。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。

○9番（所賀 廣君）

予算書39ページの保健体育総務費のところでお尋ねしたいと思いますが、報酬として37万6,000円、これは説明では国スポ大会推進員報酬、会計年度任用職員であります。年度途中でこの37万6,000円の増額というのは何なんでしょう。

○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

37万6,000円については、給料の関係で増額している状況でございます。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

給料の関係というか、年度の当初でちゃんとその給料というのは確定しとったじゃないですか。何かで増額したということですか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今度、人事院勧告で職員の給料が4月1日遡りで改定することになりました。会計年度任用職員につきましても、一般職の職員の1級の部分の給料表を適用しておりますので、それに基づいて差額が発生することから、この金額が計上することになったというところでございます。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

分かりました。

それと、これはその報酬とは別ですが、国スポ2024、来年行われますが、それを見据えた大会としてプレ大会、いろんな大会がここで開催されました。途中雨で残念だったところもあるかと思いますが、全体的にこの大会をして、やってみて、その成果とといいますか、手応えとといいますか、あるいはまたこういったところはこういうふうに変更したほうがいいよねというところとか、いろんな大会、条件があろうかと思いますが、やられてみて、じゃこういうふうなことが大事になるねというふうな、国スポに向けて、そういったところを感じられたことがあったらお願いしたいと思いますが。

○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

リハーサル大会を、全日本総合女子の大会を行いました。あいにく、御存じのとおり雨だったり、順延が続いたりとか、決勝戦ができなかったりとか、そういう面で最悪の場合の、雨の場合の対策をもっとしなければいけないなということが反省点でございます。ほかに人の動きだったりとか、そういうところで救護の場所だったりとか、受付の場所だったりとか、駐車場問題とか、それぞれ意見をいただいておりますので、その分を反映して来年の国スポが成功にいけるように、また改善をしながら臨みたいとは思っております。

以上でございます。（「ごめん、もう一回」と呼ぶ者あり）

○9番（所賀 廣君）

大会を見てまして、観覧席とといいますか、普通の方が見る席、これが何か、変な言い方ですけどいまいちかなって。当初ここを誘致したときに耳に挟んだ件なんですけど、仮設の観覧席というふうなことを聞いたわけです。仮設の観覧席を造るというふうに聞いた経緯がありますが、特に向こう側の国道の207側、上野由岐子さんが投げたほうの、1塁側のほうですけども、あそこ辺りも何かこう雑然としてしっくりこんなような感じだったとですけど、この観覧席の整備については何かいい方法を考えておられますか。

○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

観覧席については、段差をつけた観覧席をつけると費用的にもかなりの額がかかります。先催県の前回あった栃木、今年の鹿児島も簡素化されて、うちが前回リハーサル大会で行ったような設置をされておりますので、本大会もその設備で対応をしたいとは思っております。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

そういう観覧席とか何か見る人にとってはいいわけですね、整備ができれば。しかし、担

当課が言いよるように、言うてそれがですけど、それが恒久的なものならいいわけですけど、仮設ですので。それに金かけて、すぐ二、三日で取っ払わにゃならんというふうな状況ですので、そういったところは勘案しながらしていかと。してやるのはもうその見る人です、いいでしょう。しかし、金が、経費がそれだけ入れて、本当にいいのかなというところもありますので、そういったところは相対的に検討しながら考えていきたいと。

そして、もう一つは選手たちが練習する、ウォーミングアップはしてるわけですけども、そういった場所も実はないところもあります。ですから、そういったところを含めて検討せにゃいかんと。そして、全日本の女子のチームが来られて、雨天のときの練習場はございませんかと。こういった田舎の町で、雨天で練習するような場所というのはいわけですね。ですから、そういったところまで理解をいただきながらやっているわけです。

ですから、やるにはお客さん、また選手にとっても思い出に残るような大会にしてやらにゃいかんという思いはありますけれども、全てそこには金が伴うもんですから、そういったところを、じゃ全てその選手、またお客さんの思いになるようなことまでは検討しながらやっていきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いします。

○6番（待永るい子君）

34ページの防災カメラ交換工事についてお伺いをします。

これの内容の御説明をまずお願いしたいと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この防災カメラにつきましては、ケーブルテレビで今放送されている橋のところとか海面のところを映しているあのカメラのことなんですけれども、夜間になると何にも見えないというような御意見がありましたので、川上神社と商工会の横の橋脚のところ、それと北町のJR鉄橋のところ、そここのところに高感度のカメラを設置をするに当たって藤津ケーブルのほうに設置をしてもらうことになるんですけれども、その費用につきましては太良町のほうで負担するというので、その設備費用は町が負担してつけてもらいますけれども、それ以降の維持管理につきましては藤津ケーブルのほうでしていただくというようなことで話合いがつかまりましたので、その分の予算でございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

それは、カメラ自体も替えたということなんですか。

○総務課長（津岡徳康君）

お見込みのとおりでございます。

○6番（待永るい子君）

そしたら、その前のカメラ、取り付けてあったカメラの後はどうされたのかというのと、

それからもう一つ、夜間見えないということで、見えるようになったんでしょうか。効果のほどは。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えします。

交換した後、古いカメラは藤津ケーブルの持ち物ですので、それにつきましては町のほうは承知をいたしておりません。

それと、高感度カメラをつけますので、テストで1回見せてもらいました。そしたら、大分見えるようになっておりましたので、大分期待できるものだというふうに思っているところでございます。今からつけますので、放送が始まったらよく見えるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

27ページのし尿処理費でございますけれども、これにつきましては168万4,000円ということで、鹿島藤津地区の衛生施設の組合負担金ということになってます。町長説明によりますと、経年劣化に伴う大規模改修事業で、補正後の総額が8,988万円ということに説明にはなってます。この事業の内容について伺いたいと思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

この168万4,000円に伴う事業なんですけど、鹿島の第一処理場が平成11年3月に完成し、今年で24年間経過しております。その現状は、汚泥貯水槽などのコンクリート構造物の破損とか機械設備の動作不良、電気設備の突発故障などが懸念され、経年劣化による老朽化が進み、毎年の補修費も増加傾向であったため、早急な対策が必要ということで、今後この大規模改修事業に入るための基本設計と業者選定支援業務の委託料を令和5年から令和7年度までの3年間の継続費として上げた分の太良町の負担金の額になります。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

補正ですと、年々当初よりもこの分違って来たということになるろうかと思えますけれども、この違って来た原因は何でしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

今回、この大規模改修に至るまでにいろいろその広域化とか、また今回の改修の検討を行われております。それが当初予算までに間に合わなかったということで、今回補正でお願いしているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

40ページの農地等災害復旧費についてお尋ねをします。

5月の集中豪雨により被災した農地の田んぼの補修工事とのことですが、これ場所はどちらでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回の農地災害の場所については、大浦地区の農地でございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

広さというか、それはどれくらいでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

広さというのはその農地の広さですかね。すいません。農地の広さには資料を持ってきておりません。

ちなみに、今回被災を受けた災害の延長は9メートルでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

工事の内容というか、そういうのはどういう感じでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

工事の内容につきましては、その農地が水田でございまして、あぜとその下ののり面が崩れましたので、練りブロック積みにて復旧をする予定としております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

24ページですけれども、児童福祉費の総務費の中で22ですけれども、国庫支出金の精算返納金というのが167万2,000円ほど上がってます。この内容とこの返還された理由をお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

国庫支出金精算返納金ということで167万2,000円の方だと思いますけれども、これ5件ありまして、内訳を申し上げますと、令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の精算返納金でございます。それが40万31円。次に、令和4年度保育士等処遇改善臨時特例交付金精算返納金が13万3,669円。次の3番目が、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯を除く分の事業費分が70万円。令和4年度、同じく子育て世帯の生活支援特別給付金の事務費分が3,000円返納。最後に、令和4年度児童虐待DV対策等総合支援事業費精算返

納金で43万6,000円となっております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

26ページの19番、予防接種健康被害救済制度で、国庫のほうから4,444万8,000円が支払われたということですが、これを申請するに当たりのその条件と申しますか、町のほうで窓口になってされていると思うんですが、もちろん副反応被害に遭われた方は御自分で申請をされると思うんですが、御家族とか、その申請できる何か条件というのがあるのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

大鋸議員の申請時期ですかね。この申請時期につきましては、病院にかかられたらカルテというものがあります。カルテの保存期間が5年でございますけど、その5年間は申請ができるというふうになっております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

5年間できるということで、これは今お聞きしたところは、例えば御家族はもちろん申請して受け取られるということがあってるんですが、例えば内縁の関係で片方がお亡くなりになったとかというケースがあって、それで葬祭料の20万円だけしか受け取ることができなかったというケースが今、国内で起こってきているということがありまして、同じように生計を立ててる、その場合は生計の証明を出したりされるということなんですが、そういったケースもひょっとしたら今後起こるのではないかと思ひまして、今その申請されてる方とか、あとは相談に来られてる方で、現状でそういったケースというのはないか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど大鋸議員のほうから内縁の方々という御質問がありましたけど、今のところ現時点ではそういったことはございません。この申請に関しましては、基本的には副反応になられた方またはその御家族が申請となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

あと一つ付け加えて、同居世帯でなければ受け取れないというところも記述があったのではないかと思いますので、その辺で一緒に住んでない親だったのに、離れてるけどもそういう支援を行っていたけども、その分は国からの補償がないというケースが今起こってて、そういうのが家族会のほうで問題になってるということがありましたので、一応この場でお聞きしたところでした。町民さんの健康に関することですので、今後も対応のほうをしっかりと行っていただきたいと思います。

あともう一点、被害救済のこういう制度についての御案内をされるということだったんですが、どういう形でされるのかという点を、この制度の周知ですよ、町民さんに向けた。どういうふうにするのかというところをお願いします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

救済制度の周知につきましては、ちょうど今日、区長配布のほうで新型コロナワクチンについてというチラシを各戸に配布予定でございます。その中で予防接種救済制度についての説明を記入しておりますので、それを見ていただくことと、あと町のホームページのほうに町民誰も分かるように広報していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第89号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第90号

○議長（江口孝二君）

日程第20. 議案第90号 令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第90号 令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第91号

○議長（江口孝二君）

日程第21. 議案第91号 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

国保の7ページですけれども、ここの中に国民健康保険の市町村別の処理の標準システムの導入事業の委託料ということで1,680万円ほど上がってます。これにつきましては、町長説明によりますと、県内市町で同一の国保事務処理を行うためのシステムの説明ということで、基金繰入れと一般財源からということになっております。このシステム導入については、県内市町で事務処理をするというふうに思いますけれども、これについては市町の負担ではなくて県から一本にしようという、もう決定がしているわけですから、県の予算であるべきではないかと、あるいは国の予算であるべきではないかというふうに思ってますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

竹下議員の国民健康保険市町村事務処理標準システム導入業務委託料の1,680万円の経費につきましては、国のほうであるべきじゃないかという御質問でございますけど、この分に関しましては国の補助金、特別交付金が令和7年度までいただけるというふうなことになっております。ですので、今のところこの分につきましては、令和6年1月から12月、太良町のほうがこのシステムにつきまして支出をしている予定でございますので、この分につきましては国の特別調整交付金の補助がいただけるというふうになっております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

このしかし、国保の7ページを見ると、特定財源につきましてはその他ということで

1,746万5,000円、一般財源として97万9,000円ということになってまして、これはもちろんその上のほうも含めてますけれども、本来なら国からの補助金で賄うならばこの特定財源としては国庫支出金から出すべきではないかというふうに思ってますけど、どうですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

私のほうが説明不足でございました。このシステムの費用につきましては、これは令和5年度うちのほうで支出をした分につきましては、国のほうの補助金が令和6年度に歳入として入ってくるということでありますので、先ほど竹下議員が申し上げられましたうちの基金と一般会計のほうからまずお支払いをして、実際5年度で支払った分については国から6年度、歳入として入ってくるというふうな流れになっております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

そしたら、一応一時的な立替えというような考え方になるわけですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。

○議長（江口孝二君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第91号 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第92号

○議長（江口孝二君）

日程第22. 議案第92号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第92号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第93号

○議長（江口孝二君）

日程第23. 議案第93号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第93号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第94号

○議長（江口孝二君）

日程第24. 議案第94号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第94号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第95号

○議長（江口孝二君）

日程第25. 議案第95号 令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第95号 令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第26 閉会中の付託事件について

○議長（江口孝二君）

日程第26. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付

託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（江口孝二君）

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案上程

○議長（江口孝二君）

追加日程第1. 議案上程。

町長提案の議案第96号から議案第97号を一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

それでは、提案理由を説明いたします。

議案第96号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

本案は、令和5年12月23日をもって退職する松尾雅晴氏の後任として岡陽子氏を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は太良町大字多良1191番地、生年月日は昭和31年12月19日であります。

なお、任期は前任者の残任期間の令和5年12月24日から令和7年12月23日まであります。

次に、議案第97号は、令和5年度太良町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ8,784万1,000円を追加し、補正後の予算総額を83億2,023万1,000円とするものであります。

それでは、歳出から御説明いたします。

7ページを御覧ください。

予防費の予防接種健康被害救済制度給付費4,446万円は、予防接種後の健康被害に対する救済制度により国から健康被害の認定を受けられた方に対し、医療費や死亡一時金などを給付するもので、財源については全額国庫負担金を特定財源として充当しております。

商工業振興費の消耗品費3万円から地域共通商品券換金業務委託料4,113万2,000円までは、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するための地域共通商品券給付事業に係る経費で、商品券の額については1人当たり5,000円分の商品券を支給するものであります。なお、今回の事業については、現在行っている地域共通商品券給付事業の第2弾として実施するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

地方交付税の普通交付税4,031万2,000円は、国の補正予算（第1号）に伴うもので、国が行う経済対策や地方独自の地域活性化策等を円滑に実施するための財源として新たに臨時経済対策費等が創設されたため、増額交付するものであります。

国庫負担金の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金4,446万円は、歳出の中でも説明いたしましたが、予防接種後の健康被害に対する救済制度により国から健康被害の認定を受けられた方に対し、医療費や死亡一時金などを給付するための国からの負担金であります。

国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,983万7,000円は、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するための事業に対する国からの交付金で、先ほど議案第89号で議決をいただいた令和5年度太良町一般会計補正予算（第6号）で計上してあります電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業、低所得世帯支援枠2次分に係る特定財源として5,509万4,000円を充当し、残りの3,474万3,000円については本補正予算で計上している地域共通商品券給付事業の特定財源として充当しております。

なお、今回の補正予算については、国の補正予算（第1号）の成立に伴い提案するもので、先ほど議決をいただいた議案第89号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第6号）の予算編成期限には間に合わなかった案件について、今回追加議案として提案しております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第2 議案第96号

○議長（江口孝二君）

追加日程第2. 議案第96号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。

議案第96号 教育委員会教育長の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

追加日程第3 議案第97号

○議長（江口孝二君）

追加日程第3. 議案第97号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第97号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第7号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加日程第4 発議第3号

○議長（江口孝二君）

追加日程第4. 発議第3号 太良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りします。発議第3号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定しました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

発議第3号 太良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

今期定例会は、12月8日開会以来、本日まで8日間にわたり町政当面の諸議案を審議してまいりました。本日で閉会になり、特に緊急事案がない限り、令和5年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

まず、私たちの同僚でありました松崎近さんが5月16日に逝去されました。改選により、8月から新人議員3名を迎えた新体制となりましたが、松崎さんの町をよくしたいという熱い思いは全ての議員と共にあります。改めて御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、今年一年を振り返ってみますと、国内では新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、各種イベントの再開や旅行者の増加など、経済が回復の兆しを見せながらも、原材料価格の高騰や物流コストの上昇などが価格に転嫁され、私たちの生活は今なお厳しい状況が続いております。これから冬も深くなり、有明海への多くの渡り鳥が飛来していますが、今年は8月に唐津市で豚熱、11月に鹿島市で鳥インフルエンザが発生し、多くの畜産農家を抱える本町にとって、一層の警戒が必要となってきます。

世界に目を向けますと、長期化するロシアのウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナ間の戦闘など、各地で貴い人命や人権が奪われ、悲劇が繰り返され、多くの子供たちの希望の火が消されています。その一方で、3月のワールド・ベースボール・クラシックでは侍ジャパンが王座奪還し、日本中を歓喜の渦に巻き込みました。その中心選手である大谷翔平選手は、大リーグでのホームラン王、そしてMVPを受賞するだけでなく、日本全国の小学校へ約6万個のグローブを寄贈されるとのことです。未来を担う子供たちを思う姿に感動と生きる力をいただきました。

来年は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が本町でも開催され、スポーツを通じた交流が期待されますので、今年のリハーサル大会の経験を生かし、一丸となって取り組んでいきたいと思います。

最後になりますが、町長並びに町執行部の皆様には職員の英知を結集し、地域住民の声に耳を傾けながら各種業務に精励されていることに対し、改めて感謝を申し上げます。議員各位におかれましても、町民の代表として愛町精神を持って、本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜り、心からお礼申し上げます。

新型コロナウイルスのみならず、猛威を振るうインフルエンザなど、感染症との関わりは今後も続いていきます。どうか皆様方にはくれぐれも健康に十分留意され、健やかな新年を迎えられますようお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

これもちまして令和5年第5回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。

午前11時39分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則